平成２４年（フ）第１３７号
大分県別府市大字鶴見1951番地の１　市営扇山住宅Ｃ―306号
破産者　諸冨千代子
１　決定年月日　平成25年１月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１１２号
北海道登別市富士町７丁目24番地１　ハイツ愛102、前住所北海道登別市若草町２丁目14番地10
破産者　立石　照雄
１　決定年月日　平成25年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第１５２号
茨城県坂東市長須1162番地
破産者　鈴木　勝夫
１　決定年月日　平成25年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第３６７号
埼玉県熊谷市代62番地１
破産者　塚田　文夫
１　決定年月日　平成25年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第１２７５号
神奈川県大和市中央５丁目11番７号　小菅マンション205号、開始決定時の住所神奈川県大和市柳橋１丁目９番地２　アドリーム大和301
破産者　渡辺美津子
１　決定年月日　平成25年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１３３３号
東京都町田市成瀬２丁目９番地10　カーサエビネ102
破産者　中田　章夫
１　決定年月日　平成25年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１５２６号
横浜市磯子区汐見台２―９―14　屏風ヶ浦住宅１号棟114号、住民票上の住所横浜市磯子区磯子２丁目14番９号
破産者　三宅眞知子
１　決定年月日　平成25年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２号
長野県上田市吉田163番地５　茜住宅Ｄ号、開始決定時の住所長野県上田市保野292番地
破産者　保屋野高秋
１　決定年月日　平成25年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第５４号
長野県上田市上田301番地９
破産者　古平千津子
１　決定年月日　平成25年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第１７号
長野県伊那市美篶10018番地２、開始決定時の住所長野県飯田市上郷飯沼1777番地１
破産者　松下みつ子
１　決定年月日　平成25年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２４年（フ）第９４１号
京都市左京区上高野畑ヶ田町５番地３
破産者　寺村　　直
１　決定年月日　平成25年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１７０号
兵庫県明石市魚住町清水172番地の８
破産者　シューズショップマツヤこと　中川　葵
１　決定年月日　平成25年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第１７６号
神戸市西区枝吉１丁目12番地　サントロペ405号、旧住所神戸市中央区伊藤町106番地ライオンズタワー神戸旧居留地301号
破産者　竹中　好江
１　決定年月日　平成25年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第２０７号
神戸市西区王塚台５丁目３番地の２　雄姿Ⅱ205号、前住所神戸市西区長畑町510番地の１
破産者　柿野　昭一
１　決定年月日　平成25年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第７１５号
広島市西区井口明神３丁目17番３―203号
破産者　佐藤　　拓
１　決定年月日　平成25年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３６号
山口県山陽小野田市大字有帆2319番地
破産者　佐々木　聡
１　決定年月日　平成25年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２４年（フ）第２３７号
高知県吾川郡いの町枝川2299番地17
破産者　田村　幸生
１　決定年月日　平成25年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３３号
大分県日田市大字有田879番地２
破産者　小関　純一
１　決定年月日　平成25年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所日田支部

平成２４年（フ）第２８７号
宮崎市下北方町新地830番地　フラワーマンション神宮北604号
破産者　押川　綱志
１　決定年月日　平成25年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係